

平成21年11月20日
 社会保険庁運営部サービス推進課
 (担当・内線) 清原、四宮 (3567)
 (ダイヤルイン) 03(3595)2757
 (電話代表) 03(5253)1111

報道関係者 各位

地方社会保険事務局・社会保険事務所における記録統合作業の中で他の方の記録を統合した事例について

地方社会保険事務局・社会保険事務所における記録統合作業の中で他の方の記録を統合した事例について、地方社会保険事務局から本庁に報告された事例を、以下のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

1. 概要

(1) 報告件数 48件

(2) 統合作業を行った年度 (単位：件数)

年度	元	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
件数	1	1	1	1	4	2	3	3	2	5	4	15	6	48

(3) 制度
 ・厚生年金……………44件
 ・国民年金……………4件

(4) 統合作業を行った契機
 ・年金裁定請求……………15件
 ・年金記録照会……………29件
 ※ このうち、特別便関係……………16件
 ・不明……………4件

(5) 原因
 ・年金裁定請求時等における確認不足……………11件
 ①事業所名等の確認不足……………8件
 ②住所の確認不足……………3件
 ・記録確認後の作業ミス……………5件
 (他の方の記録であると確認していたが、その旨の表記がなかったため誤って記録補正されたもの等)
 ・お申立てどおりに処理したが、他の方の記録であったもの…18件
 ・記録統合時の資料等がないなど原因の特定が困難……………14件

2. 対応

報告された48事例については、ご本人にお詫びするとともに、統合された他の方の記録は削除し、再裁定などの必要な処理等を行っています。

3. 再発防止策

- (1) 事例が発生した社会保険事務所等においては、事務処理手続きを再度確認し、以下のことを徹底するなど、事例の内容等に応じた再発防止策を講じています。また、所管の社会保険事務局においては、管内事務所に事例を周知し、注意喚起を行っています。
 - ・厚生年金の記録確認については事業所名、所在地及び期間等の確認を、国民年金の記録確認については住所地及び期間等の確認を行うこと。
 - ・氏名索引結果のハードコピーを添付する際には、関係のない記載には朱書で抹消するなど、必要な部分と明確に区別すること。
 - ・基礎年金番号への統合処理を行う際には、入力処理前と入力処理後の各々において統合処理を行う年金手帳記号番号の確認を行うこと。

- (2) 今般、新たに全国の地方社会保険事務局に対し、同様の事例の再発防止のために、報告事例の原因や上記再発防止策を周知し、注意喚起するとともに、システム面でのチェック機能の強化や処理結果リストの項目追加を検討することとしています。